

和泉市公文書の管理等に関する条例（素案）への意見募集（パブリックコメント） 募集結果概要

- 1 意見等募集期間：令和6年1月1日（月） ～ 令和6年1月25日（木）
- 2 意見等提出者数：個人 2名、団体 0団体
- 3 意見等提出件数：2件
- 4 ご意見・ご提案の概要及び市の考え方（類似の意見があった場合は類似する意見を集約しております。）

No.	頁	章(条)	節(項)	タイトル	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	7	第5条	第1項	公文書の保存期間について	市の施設の修繕や修理を請け負った際に、施設の図面が廃棄されていたため、設備の設置状況が分からず苦慮したことから、施設が共用されている間は当該施設の図面は保存するようにしてほしい。	市の施設の図面も含め、保存期間を設定する場合は、公文書の重要度や業務上の必要性等を踏まえ、適切に判断してまいります。
2	—	—	—	特定歴史公文書のオンラインでの検索、利用について	和泉市いずみの国歴史館に「文書館」機能を新設する素案に大いに賛成する。 市民が利用しやすくするため、図書館の図書検索システムのように、オンラインで、利用できる特定歴史公文書を検索し、利用予約できる仕組みを検討してほしい。	公文書の管理等に関する条例（素案）第11条第4項では、特定歴史公文書の目録を作成し、公表することとしています。目録は、市役所の文化遺産活用課窓口、和泉市いずみの国歴史館窓口、市のホームページ等により公表予定です。 また、オンライン上で検索や利用請求ができるよう、システム導入等についても検討いたします。